

規約の一部改定について

(改定日：2024/4/1)

1. 適用開始日

2024/4/1

2. 改定対象

- ・ ローズカード JCB 会員規約
会社名、共同利用会社、第12条（個人信用情報機関の利用）
第47条第4項（カードショッピング分割支払金の繰上返済等）
第55条第4項（キャッシングサービスの分割支払金の繰上返済等）
別表3 提携信用情報機関
- ・ プラチナローズカード JCB 会員規約
会社名、共同利用会社、第12条（個人信用情報機関の利用）
第47条第4項（カードショッピング分割支払金の繰上返済等）
第55条第4項（キャッシングサービスの分割支払金の繰上返済等）
別表3 提携信用情報機関
- ・ コープいよてつ JCB カード会員規約
会社名、共同利用会社、第12条（個人信用情報機関の利用）
第47条第4項（カードショッピング分割支払金の繰上返済等）
第55条第4項（キャッシングサービスの分割支払金の繰上返済等）
別表3 提携信用情報機関
- ・ いよてつカード Spica(すぴか) JCB 会員規約
会社名、共同利用会社、第12条（個人信用情報機関の利用）
第47条第4項（カードショッピング分割支払金の繰上返済等）
第55条第4項（キャッシングサービスの分割支払金の繰上返済等）
別表3 提携信用情報機関
- ・ いよてつカード Spica corporate JCB 会員規約
会社名、共同利用会社
- ・ いよてつカード Spica（すぴか） 会員規約
会社名、共同利用会社、第12条（個人信用情報機関の利用）
第46条第4項（カードショッピング分割支払金の繰上返済等）
第54条第4項（キャッシングサービスの分割支払金の繰上返済等）
別表3 提携信用情報機関

- ・わいわいカード会員規約
会社名、共同利用会社、第12条（個人信用情報機関の利用）
第46条第4項（カードショッピング分割支払金の繰上返済等）
第54条第4項（キャッシングサービスの分割支払金の繰上返済等）
別表3 提携信用情報機関
- ・スペースイメージ会員規約
会社名、共同利用会社、第12条（個人信用情報機関の利用）
第46条第4項（カードショッピング分割支払金の繰上返済等）
第54条第4項（キャッシングサービスの分割支払金の繰上返済等）
別表3 提携信用情報機関
- ・ウフカード会員規約
会社名、共同利用会社、第12条（個人信用情報機関の利用）
第46条第4項（カードショッピング分割支払金の繰上返済等）
第54条第4項（キャッシングサービスの分割支払金の繰上返済等）
別表3 提携信用情報機関
- ・アトランティックカード会員規約
会社名、共同利用会社、第12条（個人信用情報機関の利用）
第46条第4項（カードショッピング分割支払金の繰上返済等）
第54条第4項（キャッシングサービスの分割支払金の繰上返済等）
別表3 提携信用情報機関
- ・1118カード会員規約
会社名、共同利用会社、第12条（個人信用情報機関の利用）
第46条第4項（カードショッピング分割支払金の繰上返済等）
第54条第4項（キャッシングサービスの分割支払金の繰上返済等）
別表3 提携信用情報機関
- ・HANA カード会員規約
会社名、共同利用会社、第12条（個人信用情報機関の利用）
第46条第4項（カードショッピング分割支払金の繰上返済等）
第54条第4項（キャッシングサービスの分割支払金の繰上返済等）
別表3 提携信用情報機関
- ・ETCカード規約
会社名
- ・ポイントプログラム利用規約
会社名
- ・加盟店規約
会社名、ギフト券の名称

3. 改定内容

(会社名)

改定前	改定後
株式会社いよてつカードサービス	伊予鉄フィナンシャルサービス株式会社

(共同利用会社)

改定前	改定後
株式会社伊予鉄会館	伊予鉄商事株式会社
なし	株式会社デジタルテクノロジー四国

(個人情報情報機関の利用・登録)

改定前	改定後
第12条 (個人情報情報機関の利用)	第12条 (個人情報情報機関の利用・登録)

(カードショッピング分割支払金の繰上返済等)

改定前	改定後
4.前各項までの規定に係らず、本会員は、当社および当社が提携する金融機関の現金自動払預払機 (ATM) を利用して、カードショッピングの分割支払金の全部または一部を繰上返済することができるものとします。但し、キャッシングサービスの分割支払金がある場合は、キャッシングサービスの分割支払金を含む全部、または一部を繰上返済するものとします。なお、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。	削除

(キャッシングサービスの分割支払金の繰上返済等)

改定前	改定後
4.前各項までの規定に係らず、本会員は、当社および当社が提携する金融機関の現金自動預払機(ATM)を利用して、キャッシングサービスのリボルビング払いの分割支払金の全部または一部を繰上返済することができるものとします。但し、当社が提携する金融機関の現金自動預払機(ATM)での返済についてカードショッピングの分割支払金がある場合は、カードショッピングの分割支払金を含むものとします。なお、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。	削除

(別表3 提携信用情報機関)

改定前	改定後
登録情報：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報。契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等の契約内容に関する情報。入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等の返済状況に関する情報。債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等の取引事実に関する情報。	削除

(ギフト券の名称)

改定前	改定後
いよてつカードギフトカード	伊予鉄フィナンシャルサービスギフト券